

土岐市新庁舎建設工事設計業務プロポーザル参加表明書等に関する質問事項及び回答

※ 質問の回答内容は本実施要領の追加又は修正とみなします。

No	受付日	質問事項	回答
1	H27.7.24	参加資格要件について「…告示15号別添二の建築類型のうち(四)業務施設の第2類に分類される施設…」とあるが、今回の実績対象となる施設は「銀行、本社ビル、庁舎」に限定され则认为てよろしいか。	参加資格要件となる対象施設は「銀行、本社ビル、庁舎等」になります。
2	H27.7.24	参加資格要件について様式2、様式4における業務実績も平成27年3月31日までに完了した設計業務実績が対象となるか。	様式2、様式4に記載していただく業務実績には平成27年3月31日までに竣工した業務となります。なお、様式2において参加資格要件が確認できない場合は、別途受託実績がわかるものを添付してください。回答の訂正に伴い様式2を修正しました。なお、訂正前の様式で提出しても構いません。
3	H27.7.24	同種・類似業務実績の評価基準について業務実績が複数ある場合「同種業務の実績を優先し、かつ規模の大きいものから記入」とあるが延床面積が大きければ大きいほど高い評価になるか。	業務実績の評価は実績の有無が評価対象となるため、規模の大きさは評価対象となりません。
4	H27.7.24	新たに分担業務分野を追加する場合、その技術者の経歴等は評価の対象となるか。	新たな分担業務分野の主任技術者につきましては評価の対象とはなりませんが、業務実績がある場合は記載していただくようお願いします。
5	H27.7.24	新たに分担業務分野の主任技術者を設置する場合、その主任技術者は「建築(意匠)、構造、電気設備、機械設備」の主任技術者と同様に業務実績が必要か。	新たに追加する分担業務分野の主任技術者について、業務実績は必要ではありません。
6	H27.7.28	参加資格要件について「…告示15号別添二の建築類型のうち(四)業務施設の第2類に分類される施設…」にある「銀行、本社ビル、庁舎等」のうち「銀行」とは、店舗ではなく本社機能を有する銀行社屋が業務実績の評価対象となり、「本社ビル」とは、テナントとして本社機能が入居する建物ではなく、設計当初より本社として計画された建物を対象するものと考えてよろしいか。	お見込みの通りです。
7	H27.7.29	管理技術者と主任技術者(総合)については、提出者の組織に所属していることを証明する書類が求められているが、配置予定者が大学兼務であり、弊社での健康保険証はないため、代表取締役として登記されている履歴事項全部証明書や、県建築士事務所協会へ提出している所属建築士リストをもって所属していることの証明とすることは可能か。	お見込みの通りです。
8	H27.7.30	協力事務所について、他応募者との重複は認められるか。また、それが認められない場合、協力事務所担当者の重複を避けることで協力事務所自体の重複が認められるか。	実施要領4ページの「応募に対する制限」(1)の⑤にあるように他応募者との重複は認めていません。また、担当者が重複していなくても協力事務所の重複とみなします。

9	H27.7.30	同種・類似業務について、平成27年3月31日までに竣工とあるが、当該月日までに竣工していれば竣工年次は問わない(何年前でもよい)と考えてよいか。	お見込みの通りです。
10	H27.7.30	同種・類似業務について、竣工年次によって評価点数は変わると考えてよいか。	業務実績の評価は実績の有無の評価であり、竣工年次によって評価は変わりません。
11	H27.7.30	各実績について、概要が確認できる図面、写真、パース等を提出することとあるが、紙面の大きさ、枚数に制限はあるか。	紙面の大きさ、枚数ともに制限はありませんが、できるだけまとめていただくようお願いします。
12	H27.7.30	各実績について、業務の完了が確認できる資料とは具体的にどのような資料を添付すればよろしいか。	発注者より出される設計業務完了時の検査済証、公表されている記事等またはそれに代わるものを提出してください。
13	H27.7.30	提出者において新たに追加する分担業務分野の主任技術者を登録した場合の評価基準があれば教えていただきたい。	提出者において新たに追加する分担業務分野については評価の対象ではありません。
14	H27.7.30	第二次審査での受託予定者が特定する技術提案書等の評価は第一次審査の評価点は含まれないと考えてよろしいか。	第一次審査の評価点は第二次審査には加算されません。
15	H27.7.30	同種業務実績について、同種業務の用途のうち「庁舎」が高い評価となると考えてよろしいか。	同種業務実績に評価については、「平成21年国土交通省告示第15号別添二の建築類型のうち(四)業務施設の第2類に分類される施設」であれば評価は一律となります。
16	H27.7.30	「業務の完了が確認できる資料の写し」とは、公表されている記事、検査済証、完了届が該当すると考えてよろしいか。	上記No.12の回答を参照してください。
17	H27.7.30	雇用関係を証する資料は、雇用保険被保険者証が該当すると考えてよろしいか。	会社名と雇用期間が明記されている保険証等の写し(健康保険被保険者証、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書、雇用保険被保険者資格取得時確認通知書等)を提出してください。
18	H27.7.30	様式4Iについて、管理技術者及び各主任技術者等の経歴等で、同種・類似業務実績は3件以内と考えてよろしいか。	お見込みの通りです。
19	H27.7.30	様式4Iについて、管理技術者及び各主任技術者の経歴等にある実績にはPUBDISの写しは不要と考えてよろしいか。	様式4IにつきましてはPUBDISの写しは必須ではありませんが、PUBDISの登録があれば提出してください。
20	H27.7.30	様式4Iについて、記入した業務に関する提出資料について、設計コンセプト、写真、パース等はA4判1枚にまとめるということではよろしいか。	上記No.11の回答を参照してください。
21	H27.7.30	様式のない提出資料は様式のある提出資料の後ろにまとめて提出することでよろしいか。また、管理技術者及び各主任技術者の実績が重複する場合は、1部のみ提出すると考えてよろしいか。	様式のない提出資料は後ろにまとめて提出してください。また、実績が重複するものは添付資料を省略しても問題ありませんが、欄外でも結構ですので様式にその旨を記載していただくようお願いいたします。
22	H27.7.30	同種又は類似業務実績の対象は平成27年3月31日までに「竣工」した業務で「設計業務の完了まで」の実績は対象外と考えてよろしいか。	お見込みの通りです。

23	H27.7.31	参加表明書(様式2)にある同種・類似業務の概要が確認できる図面、写真、パース等提出するとあるが、任意の様式でよろしいか。	お見込みの通りです。
24	H27.7.31	第一次審査の特定者数は何者となりますか。	第一次審査の特定者の数においても第一次審査の中で決定いたします。
25	H27.7.31	最終審査において、第二次審査の評価点に第一次審査の評価点も加算されるか。	上記No.14の回答を参照してください。
26	H27.7.31	地元設計会社との共同企業体による参画は地域経済貢献の一貫として第一次審査または第二次審査の中で評価の対象となるか。なるとすればどのような評価となるか。	地元設計会社との共同企業体による参画は評価の対象とはなりません。
27	H27.7.31	第一次審査を経て第二次審査に進むことのできる企業は何社程度か。	上記No.24の回答を参照してください。
28	H27.7.31	第一次審査の評価点は第二次審査に加算となるか。	上記No.14の回答を参照してください。
29	H27.7.31	3,000㎡以上であれば面積規模に関わらず同種業務の方が類似業務より高評価と判断してよろしいか。	お見込みの通りです。
30	H27.7.31	上記の場合、同種業務が5件あれば類似業務の実績は不要と考えてよろしいか。それとも類似業務もあれば記入した方がよろしいか。	同種業務を優先して記入してください。同種業務のみで5件あれば類似業務は記入しなくても結構です。
31	H27.7.31	提出書類については、様式のみを1から5の順番にその後ろに各添付資料をまとめて、ダブルクリップ等で左綴じとするものと考えてよろしいか。	お見込みの通りです。
32	H27.7.31	上記のようにではなく、各様式ごとにその様式の添付資料を綴じる場合には、様式2、様式4で記載した業務実績が重複している場合、その添付資料は省略できるものと考えてよろしいか。	上記No.21、No.31の回答を参照してください。
33	H27.7.31	様式2、様式4について、「業務の完了が確認できる資料の写し」とは、「設計業務完了届(発注者の受領印等はない)の写し」でよろしいか。	上記No.12の回答を参照してください。
34	H27.7.31	様式2、様式4について、「施設の概要が確認できる図面」以外に「設計コンセプトがわかるもの」「写真、パース等」の提出も必要ということか。その場合、掲載雑誌の写し、会社実績経歴書(自社で作成したもの)の写し等でよいのか。	お見込みの通りです。
35	H27.7.31	様式4の「同種・類似業務実績」は3件以内を記入するということではよろしいか。	お見込みの通りです。
36	H27.7.31	同種業務について、「平成21年度国土交通省告示第15号別添二の建築物のうち、(四)業務施設の第2類に分類される施設」において、「銀行、本社ビル、庁舎等」と定められている。また、同別添二の建築物のうち十二号第2類に「警察署、消防署等」と規定されていることから「庁舎等」には「警察署(庁舎)・消防署(庁舎)」の施設は含まないとの理解でよろしいか。	お見込みの通りです。

37	H27.7.31	第一次審査にて、事務所の能力や提案チームの能力等を判断し、第二次審査の対象者を特定し、第二次審査においては、第一次審査の評価点は加味することなく、第二次審査の提案書及びプレゼンテーション、ヒアリングでの評価点で受託予定者1者、次点者1者が特定されとの理解でよろしいか。	お見込みの通りです。
38	H27.7.31	提出書類は左綴じとあるが、ダブルクリップで留めると考えてよろしいか。	お見込みの通りです。
39	H27.7.31	実績を説明するコンセプト・写真・図面等の添付資料は、管理技術者と主任技術者で同じ物件の場合、主任技術者のものは省略してよろしいか。	上記No.21の回答を参照してください。
40	H27.7.31	実施要領7ページ8(6)(ウ)②専門分野別の技術職員の資格について、電気設備及び機械設備の分野は建築設備士と技術士も含めてよろしいか。	電気設備及び機械設備の分野の「その他の職員」に記載してください。
41	H27.7.31	質問回答No.3及び実施要領8ページ10(1)について、質問回答のNo.3で業務実績の評価は規模の大きさは評価対象とならないとあるが、実施要領で第一次審査の同種・類似業務の実績」の評価基準に「実績の種類・規模・件数について評価する」とあり、本事業計画の想定面積と同程度の規模が優先されと考えるとよろしいか。	実施要領10(1)に「実績の種類・規模・件数」とありますが、上記No.3の回答のとおり、規模の大きさについて評価点における差異はありません。
42	H27.7.31	質問回答No.3について、「実績の有無が対象」とあるが、条件に合う実績であれば同種、類似それぞれについて配点における満点であり、提出する写真、パース等の内容は評価されないと解釈してよろしいか。	お見込みの通りです。
43	H27.7.31	実施要領6ページ4行目に『審査において「同種」を「類似」又は「実績無し」、また、「類似」を「実績無し」と評価することがある』とあるが、それはどのような場合か。	事業所が「同種」業務と判断した実績であっても、選定委員会等の審査の段階で、「類似」業務と判断される場合があること等を想定しています。
44	H27.7.31	第一次審査の評価基準について、(1)(2)(3)それぞれに配点があるが、(1)に3項目、(2)に4項目、(3)に5項目の評価項目がある。それぞれの内訳を示してほしい。	評価点の配点については、実施要領に記載している内容のみの公表とします。
45	H27.7.31	同上(1)同種・類似業務の実績について、「種類・規模・件数」とあるが「規模」については質問回答No.3において評価しない事となったと解釈してよろしいか。	お見込みの通りです。
46	H27.7.31	同上で「種類」の評価とは「同種」と「類似」の違いと思われるが、その配点の差を示してほしい。	上記No.44の回答を参照してください。
47	H27.7.31	第一次審査の評価基準について、(3)「同種・類似の実績の数」、「携わった立場」それぞれにの配点基準を示してほしい。	上記No.44の回答を参照してください。
48	H27.7.31	様式4に「平成27年7月21日現在従事している設計業務」があるが、これは評価対象ではないと解釈してよろしいか。	お見込みの通りです。

49	H27.7.31	第二次審査にも評価基準があるが、第二次審査には第一次審査の評価は持ち越されないと解釈してよろしいか。	上記No.14の回答を参照してください。
----	----------	--	----------------------